

福岡県宿泊税検討委員会設置要綱

(設置目的)

第1条 福岡県宿泊税条例(令和元年福岡県条例第21号。以下「条例」という。)
附則第6条に規定する条例の施行の状況に関する検討を行うとともに、宿泊税による事業の内容を県民に明らかにし、その透明性を確保するため、福岡県宿泊税検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 福岡県宿泊税による事業の実績の評価
- (2) 福岡県宿泊税条例施行後の社会情勢等の変化等の勘案
- (3) 福岡県宿泊税制度の在り方についての検討
- (4) その他目的達成に必要な事項に関すること

(組織)

第3条 委員会は、委員7名以内で組織する。

(委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、委員会を代表し会務を総理する。
- 4 副委員長は委員長が指名し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職を代理する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は原則として1年とし、再任又は延長を妨げない。

(運営)

第6条 委員会は、委員長が招集しその進行にあたる。

- 2 委員長は、必要に応じて、委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。
- 3 委員会を欠席する委員は、委員長を通じて、当該委員会に附議される事項につき、書面により意見を提出することができる。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、商工部観光局観光政策課に置く。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月19日から施行する。
- 2 福岡県観光振興財源検討会議設置要綱は、廃止する。